

# 物流効率化推進事業費補助金交付要綱

平成15年4月1日 国政調第547号

## (通則)

第1条 物流効率化推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、一般貨物自動車運送事業者、利用運送事業者、自家用自動車を業として有償で貸し渡す者、鉄道事業者、海運事業者、港湾運送事業者、軌道経営者、倉庫業者及び荷主等関係者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣(以下「大臣」という。)が認定した者(以下「補助対象事業者」という。)が行う国が設置した検討会の推薦に基づき国土交通省政策統括官の認定を受けた環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験実施計画に基づく事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を国が補助することにより、都市圏間における物流効率化による環境負荷の低減を図ることを目的とする。

## (交付の対象等)

第3条 大臣は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

## (補助金交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

## (交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

## (交付決定の変更等の申請)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な場合を除く。)は、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

( 交付決定の変更及び通知 )

第 7 条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 4 による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

( 申請の取下げ )

第 8 条 補助対象事業者は交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

( 状況報告 )

第 9 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

( 補助金の額の確定等 )

第 11 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 7 による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

( 返還命令 )

第 12 条 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

( 補助金の請求 )

第 13 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 8 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

( 概算払の請求 )

第 14 条 補助対象事業者は、国から補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 9 による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

(取得財産の管理等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第17条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験に関する書類を、事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかななければならない。

(補助金交付の際付すべき条件)

第18条 大臣は、補助対象事業者に補助金を交付するときは、適正化法、適正化法施行令及びこの要綱に従わなければならないことを条件として付さなければならない。

附 則

1. この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。